

地区リサイクルセンター資源物売払い仕様書

地区リサイクルセンター及び清掃事務所等（以下「センター等」という。）における回収資源物の売払いについて、札幌市（以下「発注者」という。）を売主とし、買主（以下「受注者」という。）との間に、次のとおり仕様を定める。

1 件名 地区リサイクルセンター資源物売払い

2 年間売却予定数量 下表のとおり

品目	回収量
新聞	41,929kg
雑誌	89,569kg
ダンボール	63,041kg
紙パック	1,040kg
古着	78,338kg
古布	7,572kg
毛布	1,444枚
1.8ℓびん	2,546本
ビールびん	608本
金属	13,669kg
古着（清掃事務所等）	7,159kg

3 契約期間 令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日

4 売払い物品内訳

発注者は、各施設内で事前に品目別に仕分けた上記資源物を売り払うこととし、受注者は、発注者の指示に従い全量を引き受けるものとする。資源物の選別基準は別紙1のとおり。

5 搬出

(1) 場所

ア 地区リサイクルセンター

・中央地区リサイクルセンター

（南区南30条西8丁目7-1 中央清掃事務所敷地内）

・北地区リサイクルセンター

（北区あいの里2条6丁目1-10 廃棄物空気輸送センター内）

・厚別地区リサイクルセンター

（厚別区厚別東3条1丁目1-10 リユースプラザ内）

・西地区リサイクルセンター

（西区二十四軒4条1丁目5 リサイクルプラザ二十四軒サテライト内）

イ 清掃事務所等（古着のみ）

- ・北清掃事務所（札幌市北区屯田町990－3）
- ・東清掃事務所（札幌市東区丘珠町873－1）
- ・白石清掃事務所（札幌市白石区東米里2170－1）
- ・豊平・南掃事務所（札幌市南区真駒内602）
- ・西清掃事務所（札幌市西区発寒15条14丁目2－1）
- ・処理場管理事務所（札幌市東区東苗穂2条2丁目2－1）

(2) 日時

概ね、1箇所の地区リサイクルセンターにつき週に2回、清掃事務所等につき2週に1回程度の回収とし、それぞれのセンター等の資源物受入時間内に搬出すること。

なお、回収頻度については、発注者やセンター等の管理者との協議により、状況に応じて調整を行うこと。

(3) 積み込み

積み込み作業は受注者が行うこととし、センター等の運営に支障がないように、速やかに搬出すること。受注者の故意又は過失による事故に係る一切の責任は、受注者が負うものとする。センター等で回収した資源物は、残留する不適合物を含めて全て回収することとし、積み込み完了後は清掃し、発注者の積み込み場を常に清潔に保つこと。

また、地区リサイクルセンターで資源物を回収する際には、各施設に備えている回収チェック表（様式1）に記録をつけること。その他作業上のことは、発注者やセンター等の管理者と十分打ち合わせを行うとともに、その指示に従うこと。

(4) 数量の確認及び報告

搬出した資源物については、搬出量の確認を行うため、計量法に基づく検査を受けた計量器において計量を行い、その計量結果を月単位に集計した資源物回収報告書（様式2）に添付し発注者に速やかに提出すること。

なお、各品目の搬出量に1kg未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てするものとし、毛布・びん類については、添付する計量結果の重量にかかわらず、実際に回収した枚数または本数を記載することとする。

また、計量及び確認をするときは、受注者は発注者の指示に従うものとし、受注者は、計量の結果を記入した「計量伝票」を所持すること。

(5) 有資格者の派遣

受注者は、搬出に当たる作業従事者（運転手等）について、必要な法規上の有資格者を派遣するとともに、作業従事者に対する労働安全衛生管理を適切に行うこと。

(6) 作業の代行

受注者は、搬出の作業を委託業者に代行させる場合、受注者の責任において、その作業状況を監理・監督すること。

6 売買代金

発注者は、前項で提出を受けた資源物回収報告書の数量について、地区リサイクルセンターの実績報告の数量を確認後、受注者に対して納入通知書を送付する。受注者は、発注者が発行した納入通知書により、指定期日までに売買代金を納入すること。

なお、売買代金は各品目の合計とする。また、受注者が契約書第4条の契約保証金を納入している場合は、売買代金よりこれを減じるものとする。

7 環境負荷軽減に関する事項

- (1) 環境負荷の低減に努めること。
- (2) 自動車を使用する場合は、極力低公害車等、負荷の少ない車両を使用し、環境に負荷の少ない運転をすること。
- (3) 業務の履行に当たって使用する物品・器材については、可能な限り環境に配慮したものとする。

8 その他

- (1) 資源物の搬出・処理に関しては、信義をもって誠実に履行し、業務上知り得た秘密は、他に漏洩しないこと。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議のうえ定めるものとする。

資源物選別基準（別紙1）

品目	選別基準	備考
新聞 雑誌 ダンボール 紙パック	<ul style="list-style-type: none"> ・新聞（チラシ、コピー用紙を含む） ・雑誌（週刊誌、一般書籍（紙以外の表紙を除く）、電話帳、ノート（紙以外の表紙を除く）、カタログ、パンフレットを含む） ・ダンボール ・紙パック 	<ul style="list-style-type: none"> ●対象とならないもの ・感熱紙、アルバム、プラスチックを含むもの ●出し方 ・それぞれひもで縛ったもの（新聞について、新聞販売店等が配布している回収袋に入れたものも含む）
古着	<ul style="list-style-type: none"> ・衣類全般で洗濯済みのもの（タンスにしまえる状態のもの） （対象品目の例） Yシャツ、背広、セーター、ズボン、スカート、子供服、ブラウス、コート、ジャンパー、革製の衣類、着物、ネクタイなど ※ ボタン、ファスナーはついたままのものを含む 	<ul style="list-style-type: none"> ●対象とならないもの ・ビニール製品、靴下、下着類のほか、汚れのひどいもの、濡れているもの、ペットなどに使って臭いのするもの、破れや穴があるもの ●出し方 ・透明または半透明の袋に入れたもの
古布	<ul style="list-style-type: none"> ・綿50パーセント以上のもの（シーツ、タオル、肌着類、ハンカチ、手ぬぐいなど） 	<ul style="list-style-type: none"> ●対象とならないもの ・布団、マットレス、毛織製品、ジーンズ、スウェット、背広、着物、小さすぎる端切れ ●出し方 ・透明または半透明の袋に入れたもの
毛布	<ul style="list-style-type: none"> ・毛布（長方形の一重のもの） 	<ul style="list-style-type: none"> ●対象とならないもの ・二重の毛布、電気毛布、敷・掛布団、長方形ではないもの（丹前毛布など）
1.8ℓびん ビールびん	<ul style="list-style-type: none"> ・種類ごとに選別 	<ul style="list-style-type: none"> ●対象とならないもの ・緑色の1.8ℓびん
金属 （小物金属類）	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄・アルミ・銅製の鍋、やかん、フライパンなど（ホーロー鍋、ハンガーなどビニール被膜で包まれているものを含む） 	<ul style="list-style-type: none"> ●対象とならないもの ・大型ごみに該当するサイズのもの、のこぎり・包丁などの危険物、家電製品、耐火金庫、金属バット、鉛製のもの、金属の腐敗がひどいもの ●出し方 ・透明または半透明の袋に入れたもの

※地区リサイクルセンターにおいては、可能な範囲で持ち込まれた資源物の確認・分別指導などを行っている。

様式2

令和 年 月 日

札幌市長 様

住所

氏名

地区リサイクルセンター等資源物回収報告書(月分)

(1) 地区リサイクルセンター

品 目	単価 (円)	中央地区		厚別地区		西地区		北地区		合計	
		単位	金 額	単位	金 額	単位	金 額	単位	金 額	単位	金 額
新 聞											
雑 誌											
ダンボール											
紙パック											
古 着											
古 布											
毛 布											
1.8Lびん											
ビール瓶											
金属類											
小 計(A)											円

※単価には契約単価(消費税額を含まない額)を記入

(2) 清掃事務所等(古着)

搬出場所	単価 (円)	kg	金 額
北清掃事務所			
東清掃事務所			
白石清掃事務所			
豊平・南清掃事務所			
西清掃事務所			
処理場管理事務所			
小 計(B)		kg	円

※単価には契約単価(消費税額を含まない額)を記入

(3) 合計

地区リサイクルセンター小計 (A)	円
清掃事務所等(古着)小計 (B)	円
小計	円
消費税額(適用税率:10%)	円
合計	円
売買代金(円未満切り捨て) (C)	円